



# 安全衛生通信

## 【令和6年10月号】

北海道労働局

### つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーンについて

つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン(下図のようなトラッククレーンを含む)の取り扱いについて、以下の点が守られているか、確認願います。

## 1 安全装置

つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーンには、次の安全装置を設けることが義務付けられております。**安全装置が有効な状態で使用**されるよう年次検査、月例検査及び作業前点検を行ってください。

巻過防止装置又は巻過警報装置  
過負荷防止装置(定格荷重制限装置<sup>1</sup>、定格荷重指示装置<sup>2</sup>)  
荷重計  
フックの外れ止め

の設置は、**平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン**、又は**平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーン**については、義務化されておられません。

### 1 定格荷重制限装置

定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を**自動的に停止する機能**を有する装置

### 2 定格荷重指示装置

定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が**定格荷重を超える前に警報音を発する機能**を有する装置

## 2 作業方法等の決定について

移動式クレーンを用いて作業を行うときは、**あらかじめ**、作業方法(敷板等の設置やつり荷の重量に対応した作業半径等を定めた作業の方法)を定めて、作業開始前に関係労働者に周知してください。



**北海道最低賃金**

**時間額1010円**

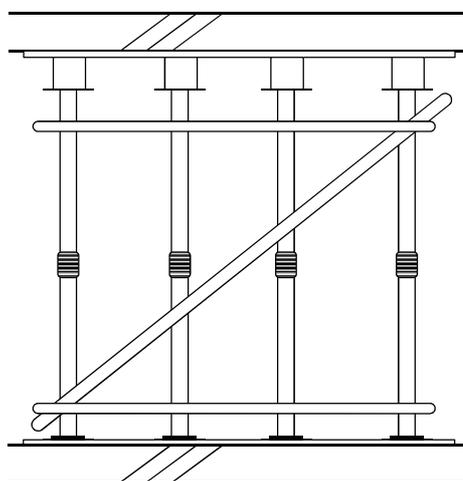
令和6年10月1日効力発生

# 型枠支保工の組立図の作成

高さ3.5m未満の型枠支保工について、組立図を作成していない現場が散見されます。

型枠支保工の高さに関係なく組立図を作成して、組立図により組み立てましょう。

(労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第240条)



## 建設工事追い込み期 労働災害防止運動

建設業では、**例年10月～12月に災害が多発する傾向にある**ことから、本年度も当該期間を「建設工事追い込み期労働災害防止運動」として展開します。(建設安全週間: 10月25日～10月31日)

当該運動の実施要綱やリーフレット等は次のQRコードからダウンロードできます。

北海道労働局HP



北海道労働局メッセージ動画  
(北海道労働局 YouTube)



この情報の詳細については、管轄の労働基準監督署までお問い合わせください。